

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	食ブランドマーケティング課	検索番号	1-1
法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	根拠条項	4-2		
不利益処分	経営改善措置又は事業提携に係る計画の承認の取消し				
(根拠規定)					
○特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年7月1日法律第65条)					
第4条 (計画の変更等)					
第2項					
都道府県知事は、承認特定農産加工業者等が承認に係る計画に従って経営改善措置又は事業提携を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。					
(処分基準)					
経営改善措置又は事業提携に係る計画の承認の取消しの基準は次のとおりとする。					
(1) 知事は、経営改善措置又は事業提携に係る計画の遂行に著しい支障が生じており、承認経営改善計画又は承認事業提携計画に基づく事業が実施される見込みがなく、その結果、当該事業が承認基準に該当しなくなると認められる場合には、承認経営改善計画又は事業提携計画の承認を取り消すことができる。					
(2) 知事は、承認経営改善計画又は事業提携計画の承認を取り消すときは、取消理由とともに取消書の承認を受けている者に交付する。					
(その他)					